## 答 申

## 1 審査会の結論

浜田市長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった 公文書につき、その一部を不開示とした決定について、別表の第3欄に掲 げる部分を開示すべきである。

## 2 本件諮問に至る経緯

## (1) 開示請求

開示請求者は、令和5年4月19日付けで、浜田市情報公開条例(平成17年浜田市条例第20号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対し、「H30年12月退職者の退職届提出から聞きとり、相談、決裁、退職金の支払いに到るまでの一切の情報書類、検討内容に関するもの一切」の開示請求を行った。

## (2) 公文書の特定

実施機関は、該当する公文書として、別表の第2欄に掲げる公文書(以下「本件公文書」という。)を特定した。

## (3) 部分開示決定

実施機関は、本件公文書には条例第7条第2号に該当する不開示情報 が記録されていると判断し、令和5年5月2日付けで、当該不開示情報 を除き開示する部分開示決定(浜田市指令人第4号。以下「本件処分」 という。)をし、開示請求者に通知した。

#### (4) 審査請求

開示請求者は、本件処分を不服として、令和5年5月16日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

#### (5) 諮問

実施機関は、令和5年6月21日付けで、条例第19条第1項の規定により浜田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「本審査会」という。) に諮問した。

#### 3 審査請求人の主な主張

#### (1) 審査請求の趣旨

- ア 条例第7条で定められている不開示情報に該当しない部分まで不開 示とされている。
- イ 条例第3条で定められている公文書の原則開示の規定に違反している。
- ウ 不開示情報に該当しない部分を開示するよう求める。

## (2) 審査請求の理由及び意見

## ア 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

退職及びそれに至るまでの関係する情報は、公務員の職務に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書ウに該当することから、開示しなければならないものである。

## イ 条例第8条(部分開示)関係

- (ア) 本件公文書に記載されている文章の文末まで不開示にされているが、不開示部分は最小限にすべきである。
- (イ) 例えば、「・・・でした。」という文章であれば、「・・・」の部分は不 開示であるとしても、「でした。」の部分は不開示情報に該当しない ことから、開示しなければならないものである。

## ウ 不開示理由の説明について

実施機関からは、不開示とする理由が条例第7条第2号に該当する といった説明のみで、同号ただし書該当性についての丁寧な説明がな い。

#### 4 実施機関の主な主張

実施機関の本件処分に関する主張及び説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第7条第2号本文該当性

- ア 本件公文書は、退職した職員の身分、経歴等の人事管理に関するもの及び退職手当の支給等に関するものであることから、条例第7条第2号本文に規定する情報に該当すると判断した。
- イ なお、不開示部分の特定に当たっては、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに加え、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、 なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを考慮している。

#### (2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

ア 職員の退職に関する情報については、管理職職員等につき一定の情

報を公表している慣行があることから、本件公文書中の当該公表している情報に係るものについては、開示している。

イ 一方で、本件公文書中の退職した職員の身分、経歴等の人事管理に 関する情報及び退職手当の支給等に関する情報のうち、公表していな いものについては、法令等又は慣行として公にされている情報である とは認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しないと判断 した。

## (3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

本件公文書中の退職した職員の身分、経歴等の人事管理に関する情報 及び退職手当の支給等に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産 を保護するため公にすることが必要な情報であるとは認められず、条例 第7条第2号イには該当しないと判断した。

## (4) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

本件公文書中の退職した職員の身分、経歴等の人事管理に関するもの及び退職手当の支給等に関する情報は、任命権者において職員の管理上保有しているものであり、当該退職した職員の職務の遂行に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断した。

## (5) 条例第8条(部分開示)関係

不開示としている部分は、社会通念上適当と認められる範囲内で不開示情報と一体のものと判断しており、文末などを分離して取り扱う必要はないと判断した。

## (6) 不開示理由の説明について

公文書部分開示決定通知書に記載している不開示理由は、条例の根拠 条項のみの記載であるが、審査請求がなされた後に、弁明書において審 査請求人に対して詳細な不開示理由を説明した。

#### (7) 結論

以上のことから、本件処分は妥当である。

#### 5 本審査会の判断

本件対象公文書について、不開示情報の該当性等について検討する。

#### (1) 条例第7条第2号本文該当性

ア 条例第7条第2号の規定は、基本的人権尊重の立場から個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報と、個人

の識別は不可能であっても、個人の権利利益を害するおそれがある情報は、原則不開示とすることを定めたものである。

イ 本件公文書に記載された情報は、退職した職員の身分、経歴等の人 事管理に関するもの及び退職手当の支給等に関するものであること から、条例第7条第2号本文に規定する情報に該当すると認められる。

## (2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

- ア 条例第7条第2号ただし書アの規定は、法令等の規定により公にされている情報及び慣行として公にされている情報は、現に公衆が知り得る状態に置かれている情報であり、これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、それは受忍すべき範囲内にとどまると考えられるので、不開示情報から除くことを定めたものである。
- イ 職員の退職に関する情報については、実施機関が管理職職員等につき一定の情報を公表している慣行があることから、本審査会は、当該公表している情報について調査したところ、本件公文書のうち実施機関が不開示としている部分には、公表している情報と同程度の情報があるとは認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しないと認められる。

## (3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

- ア 条例第7条第2号ただし書イの規定は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益があるときは、これを不開示とすべき合理的な理由は認め難いため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報を不開示情報から除くことを定めたものである。
- イ 本件公文書中の退職した職員の身分、経歴等の人事管理に関するもの及び退職手当の支給等に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要な情報であるとは認められず、条例第7条第2号イには該当しないと認められる。

#### (4) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

ア 条例第7条第2号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に関する情報は、行政に関して説明する責務が全うされるために必要な情報であることから、当該公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分の情報につ

いては、仮に特定の公務員等を特定することができる場合であっても、 開示することを定めたものである。

イ 本件公文書中の実施機関が不開示とした部分には、退職した職員の 身分、経歴等の人事管理に関する情報及び退職手当の支給等に関する 情報が記録されているところ、これらの情報は、任命権者にとっては 職務の遂行に係る情報に該当すると認められるものの、退職した職員 にとっては職務に関する情報であっても、職務の遂行に関する情報で あるとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書ウには該 当しないと認められる。

## (5) 条例第8条(部分開示)関係

- ア 条例第8条の規定は、公文書の原則公開の趣旨から、公文書に不開 示情報が記録されている場合であっても、当該不開示部分を容易に除 くことができるときは、当該不開示部分に有意の情報が記録されてい るときは、当該不開示部分を除いた部分を開示しなければならないこ とを定めたものである。
- イ 本件公文書中の実施機関が不開示とした部分には、条例第7条第2 号に該当する不開示情報が記録されている部分から容易に区分でき、 かつ、有意の情報が記録されている部分があると認められることから、 当該情報については開示すべきである。
- ウ 例えば、様式の項目の部分は、定型のものとして定められ公表され ている情報であり、当該項目の部分のみで意味を持つ単語であること をもって有意の情報であると認められることから、開示すべきである。
- エ ただし、審査請求人が主張する「でした。」などの部分のみでは有意 の情報であるとは認められず、少なくとも、例えば「伺い」の文書で あれば、「このことについて、・・・・してよろしいか」という「伺い」で あることを確認できる範囲をもって開示することが妥当であると判 断する。

#### (6) その他

審査請求人は、その他諸々主張するが、本審査会の判断に影響するものではない。

#### (7) 結論

以上のことから、「1審査会の結論」のとおり判断する。

#### (8) 付言

ア 実施機関が公文書部分開示決定通知書に記載している不開示理由

は、該当する条例の根拠条項のみを明示しているにとどまり、理由の明示として十分ということはできない。

イ 今後、実施機関は、不開示理由を明示するに当たっては、可能な限り具体的な理由を明示し、審査請求人に対して丁寧な説明及び対応をするよう求める。

# 6 本審査会の処理経過

本色宜云の処理程過	
年 月 日	内容
令和 5 年 6 月 21 日	・実施機関から本審査会に対し諮問
令和 5 年 7 月 11 日	・実施機関から資料を受理
A TO E & C	・令和5年度第1回会議 実施機関から意見聴取
令和5年8月1日	審議
令和 5 年 8 月 24 日	・審査請求人から資料を受理
	· 令和 5 年度第 2 回会議
令和5年8月24日	審査請求人から意見聴取
	審議
令和 5 年 9 月 14 日	· 令和 5 年度第 3 回会議
	実施機関から聴取
	審議
   令和 5 年 10 月 19 日	・令和5年度第4回会議
	審議
	• 令和 5 年度第 5 回会議
令和 5 年 11 月 7 日	審議
	答申案の審議
令和 5 年 12 月 7 日	・ 令和 5 年度第 6 回会議 (** しまっすが)
	答申案の審議
令和 5 年 12 月 14 日	・審査請求人から資料を受理
令和 5 年 12 月 15 日	・委員に答申案の審議を依頼
令和 5 年 12 月 22 日	・答申の決定
令和 5 年 12 月 22 日	・本審査会から実施機関に対し答申

# 別表

100		
No	本件公文書	開示すべき部分
1	平成 30 年 10 月 17 日付け起案文書	なし
	(件名:早期退職(普通退職)の申	
	し出及び承認について)	
2	平成 30 年 12 月 17 日付け起案文書	(1) 1枚目(起案用紙の内容欄)
	(件名:○○からの退職願いの提出	・2 行目の 1 字目~12 字目
	について)	・4 行目の 22 字目~37 字目
3	平成 30 年 12 月 26 日付け起案文書	(1) 1枚目(起案用紙の内容欄)
	(件名:○○)	・1 行目の 1 字目~9 字目
		・6 行目の 1 字目~11 字目
4	平成 30 年 12 月 25 日付け電話記録	(1) 1枚目 (「内容」の欄)
	報告書(件名:退職金の手続きにつ	・3 行目の全部
	いて)	(2) 2枚目(「内容」の欄)
		・15 行目、16 行目、18 行目、
		21 行目、22 行目、26 行目、
		29 行目及び 31 行目の全部
5	平成 30 年 12 月 26 日付け起案文書	(1) 1枚目(起案用紙の内容欄)
	(件名:○○からの退職願いの受理	・1 行目の 1 字目~9 字目
	について)	・6 行目~8 行目の全部
6	平成 30 年 12 月 25 日付け起案文書	なし
	(件名:平成30年12月31日付け	
	退職発令について)	
7	平成31年1月4日付け起案文書(件	なし
	名:平成30年度12月末退職にかか	
	る島根県市町村職員共済組合及び	
	島根県市町村総合事務組合への提	
	出(証明)について)	
8	平成 31 年 1 月 17 日付け起案文書	(1) 4枚目から7枚目まで、9枚
	(件名:退職者に係る退職手当裁定	目及び 11 枚目
	及び送金等について)	・様式で定められている項目
		の部分
		(2) 5 枚目

		T
		•「退職手当計算書」(様式名)
		の直下の表の2行目の5字
		目~10 字目
		・「1 新条例等退職手当額(1)
		退職手当の基本額」(見出
		し)の直下の表の2行目の
		6 字目~16 字目及び 11 行
		目の 20 字目~25 字目
		(3) 7枚目
		・「平成 30 年分退職所得の源
		泉徴収票特別徴収票」(様
		式名)の直下の表の最下段
		から2行目及び3行目の全
		部
		(4) 9枚目及び11枚目
		・「平成 30 年分給与所得の源
		泉徴収票」(様式名)の直下
		の表の最下段から1行目及
		び2行目の全部
9	平成 31 年 3 月 25 日付け島根県市	なし
	町村職員共済組合宛て文書(件名:	
	00)	
10	令和元年 5 月 23 日付け電話記録報	(1) 1枚目(報告内容の欄)
	告書 (件名:退職金の手続きについ	・2 行目、6 行目、18 行目の
	て)	全部
		(2) 2枚目(報告内容の欄)
		・2 行目及び 7 行目の全部
11	令和元年5月27日付け起案文書(件	(1) 1枚目(起案用紙の内容欄)
	名:○○に対する退職手当の支給に	・1 行目の 1 字目~9 字目
	ついて)	・8 行目の 21 字目~27 字目
12	令和元年6月10日付け起案文書(件	なし
	名:平成30年12月末退職にかかる	
	島根県市町村総合事務組合への提	

	出(証明)について)	
13	令和元年6月19日付け起案文書(件	(1) 4枚目から7枚目まで
	名:退職者に係る退職手当裁定及び	・様式で定められている項目
	送金等について)	の部分
		(2) 5 枚目
		•「退職手当計算書」(様式名)
		の直下の表の2行目の5字
		目~10字目
		·「1 新条例等退職手当額(1)
		退職手当の基本額」(見出
		し)の直下の表の2行目の
		6 字目~16 字目及び 11 行
		目の 21 字目~26 字目
		(3) 7枚目
		・「平成 30 年分退職所得の源
		泉徴収票特別徴収票」(様
		式名)の直下の表の最下段
		から2行目及び3行目の全
		部

備考 行数には空白行を含み、字数には句読点及び記号を含む。

## (参考)

浜田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(50 音順)

氏	名	現職	備考
岩本	浩 史	島根県立大学教授	会長
牛 尾	聖次	行政相談委員	(令和5年10月1日から)
岡本	寛	島根県立大学准教授	
坂本	道子	行政相談委員	(令和5年9月30日まで)
名古田	薫	司法書士	
渡部	恵子	元・浜田市職員	